

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する 法律案の概要

法案概要

人事院勧告に伴い、自衛官の俸給月額及びボーナスを引き上げる等の改正

改正内容

1. 自衛官の俸給月額の引上げ等（初任給・若年層に重点を置き全号俸を引上げ） ＜令和5年4月1日に遡って引上げ＞

- ・ 2 士（高校新卒） 184,300円 → **198,800円**（**+14,500円**）
- ・ 防大・防医大の学生 120,200円 → **131,300円**（**+11,100円**）
- ・ 陸自高等工科学校生徒 106,900円 → **117,900円**（**+11,000円**）

（※1）自衛官候補生（初任給157,100円（改定後））は、3月後に2士に任官し、198,800円（改正後）を受給

（※2）事務官等のうち自衛隊教官の俸給表はこの改正法で改定。その他の事務官等の俸給月額は、一般職給与法の改正に連動して改定

2. 学生・生徒等のボーナスの引上げ＜令和5年12月のボーナスから引上げ＞

- ・ 年間**3. 3月分** → **3. 4月分**（**+0. 1月分**）

（※）一般の隊員（自衛官及び事務官等）等のボーナスは、一般職給与法の改正に連動して改定

- ・ 一般の隊員 年間**4. 4月分** → **4. 5月分**（**+0. 1月分**）
- ・ 指定職職員 年間**3. 3月分** → **3. 4月分**（**+0. 1月分**）

3. 在宅勤務等手当の新設 ＜令和6年4月から＞

- ・ テレワーク中心の働き方をする職員に対し月額3,000円を支給

【参考】年収増への効果（一例）

- ・ 士長（20歳） 約26万円増額
- ・ 2曹（35歳） 約11万円増額

施行期日

法律の公布の日

（一部の規定は令和6年4月1日）

作成部署：人事教育局給与課